

# 長崎県県南保健所からのお知らせ

## 事業所アンケート調査結果の報告です(一部抜粋)

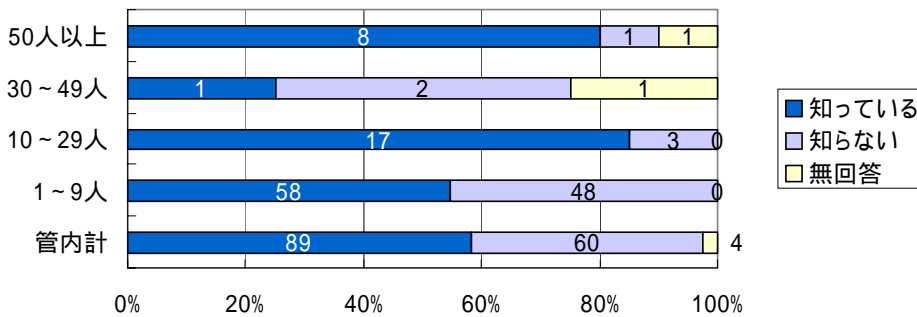
平成22年9月、県南保健所管内の事業所(無作為抽出)を対象に、**事業所健診やたばこ対策の実態把握のためのアンケート調査**を実施しました。

【回収率】 420事業所中153事業所から回答をいただきました。(回収率 36.4%)

【結果】 事業所健診に関する調査

Q.平成20年度より「特定健康診査・特定保健指導」が開始されたことをご存知ですか？

従業員数別「特定健康診査・特定保健指導」の認知度



従業員10人未満の事業所で、特定健診等の認知度が特に低かった。

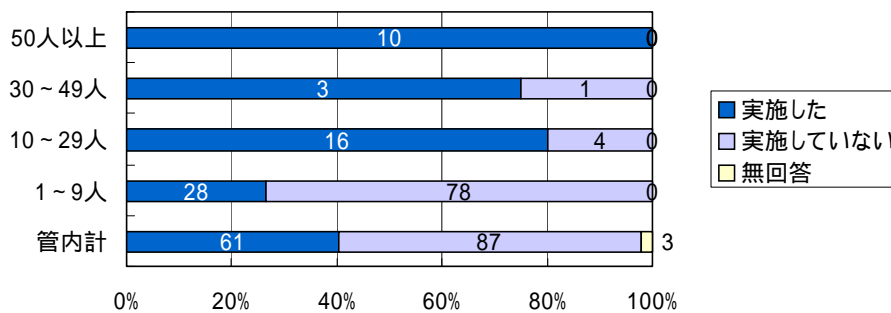
**POINT**

特定健診等の対象者とは、国民健康保険や協会けんぽなどの被保険者及び被扶養者(40歳~74歳)の方です。

Q.貴事業所では、昨年度労働安全衛生法に基づく定期健康診断を実施しましたか？

(通称：事業所健診)

従業員別 定期健康診断実施率



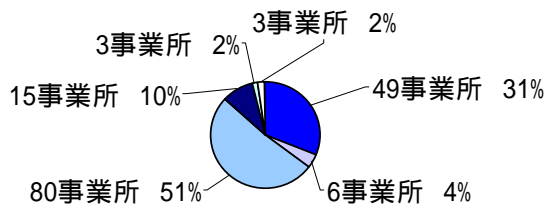
従業員10人未満の事業所の事業所健診実施率は30%に満たなかった。実施しなかった理由で最も多かったのは「特定健康診査」があるから。

**POINT**

事業所健診は、法律上、特定健診よりも優先されます。

Q.医療保険者へ事業所健診のデータを提供したことが無い理由は？

医療保険者へ健診データの提供をしたことがない理由



- 「事業所健診データを求められた場合、提供しなければならない」ということを知らなかった。
- 該当者(40歳以上の者、国保加入者、協会けんぽ加入者)がいない。
- 医療保険者からデータ提供を求められたことがない。
- 個人情報保護の観点から情報提供できないと思っていた。
- 特定健診の健診項目を満たしていないから。
- その他の理由

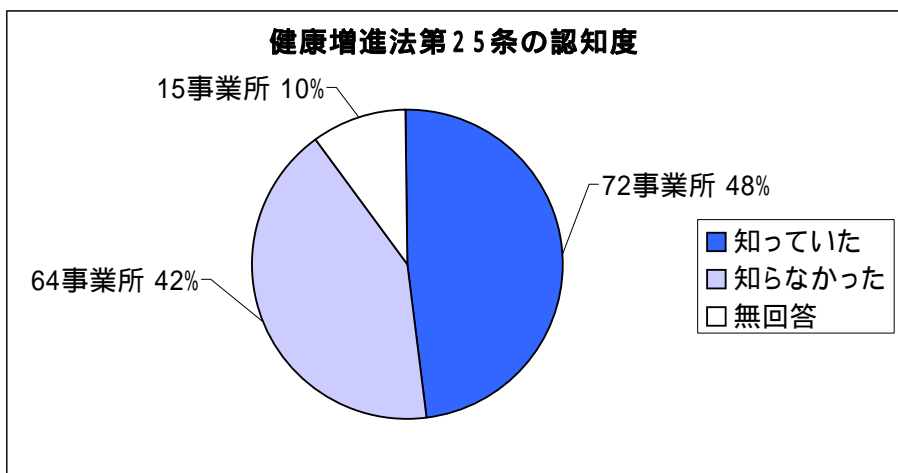
「医療保険者からデータ提供を求められたことがなかった」という理由が最も多かった。

**POINT**

法律上、事業主は医療保険者からデータ提供を求められた場合、情報提供しなければなりません。

【結果】 禁煙・分煙に関する調査

Q. 健康増進法第 25 条による「受動喫煙の防止に努める」事について知っていますか？

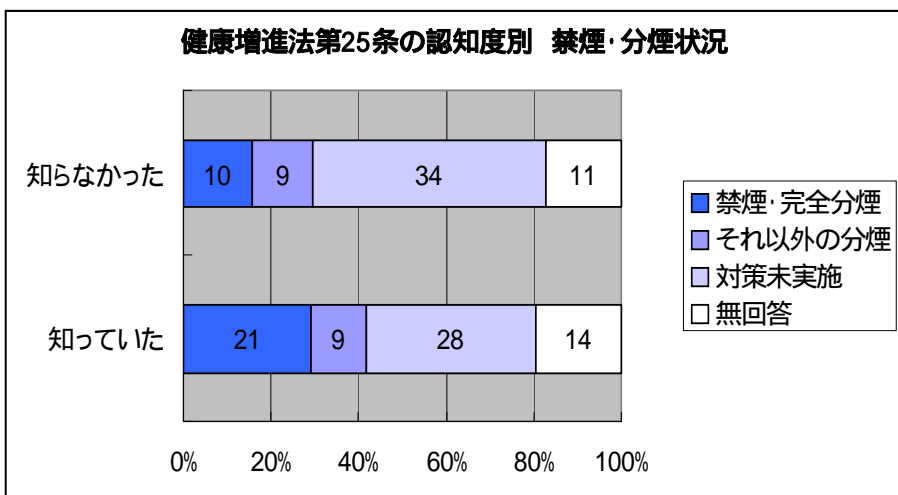


153 事業所中、健康増進法第 25 条による「受動喫煙防止に努める」事について知っていたのは 72 事業所(48%)であった。

POINT

健康増進法第 25 条には、多数の者が利用する施設の管理者は、受動喫煙防止に努めるよう規定されています。

Q. 健康増進法第 25 条の認知度と事業所の受動喫煙防止対策状況について

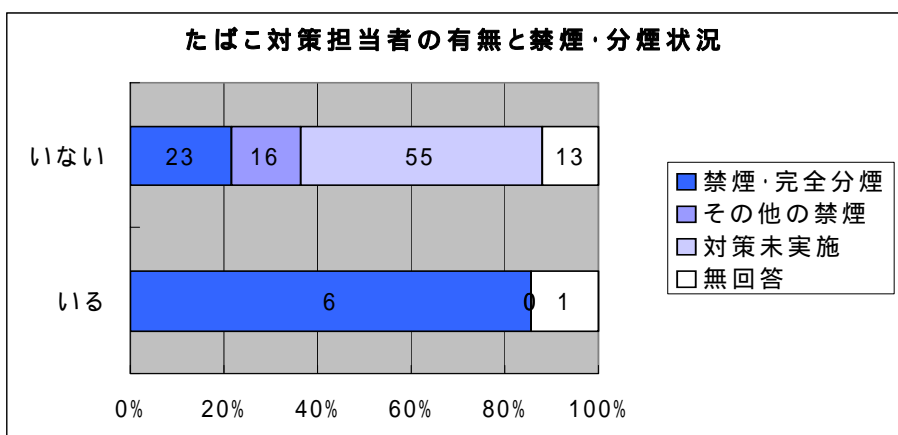


健康増進法第 25 条について知っていた事業所は、知らなかった事業所と比較して禁煙・完全分煙に取り組んでいる事業所の割合が多かった。

POINT

長崎県禁煙・完全分煙宣言施設認証制度の基準により、「敷地内禁煙」「屋内禁煙」「テナント等禁煙」「完全分煙」を「禁煙・完全分煙」としています。

Q. たばこ対策担当者の有無と受動喫煙防止対策状況について



たばこ対策担当者の配置がある事業所は 7 事業所(5%)であった。

担当者が配置されていない事業所は、66%が「その他の分煙」あるいは「対策未実施」と回答していたが、担当者が配置されている事業所は全ての事業所が禁煙・完全分煙に取り組んでいた。

今回は、事業所アンケート調査結果の一部を掲載しました。詳しくは、近日、県南保健所ホームページへ掲載予定です。是非ご覧下さい。回答いただきました事業所の皆様、御協力ありがとうございました。